

## ○幼保連携型認定こども園 設置認可審査結果一覧

番号	所在市町村	施設名	利用定員(人)	主な認可基準 法…就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 運…幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付け府政共生第1104号、26文科初第891号、雇児発1128第2号) 条…宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年宮崎県条例第57号)														審査結果										
				設置者	園舎、保育室等				園庭		食事の提供、調理室		園長	職員配置	開園時間等		教育保育の内容		子育て支援事業			避難訓練等						
					設置者は以下のいずれかのみ(法12) ①国 ②地方公共団体 ③学校法人 ④社会福祉法人	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない(条11 I)	満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合、乳児室、ほふく室を設置しなければならない(条12 I) ※例外規定あり	園庭を備えなければならない(条11 I)	調理室を設けなければならない(条12 I) ※例外規定あり	以下の全てを満たさなければならない(法14 I) ①教諭専修免許状又は教諭一種免許状の保有 ②保育士登録を受けている ③各学校や児童福祉施設等で5年以上の職にあること ※例外規定あり	保育教諭を置かなければならない(法14 I) 保育教諭…幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者(法15 I) ※10年間の特例規定あり(法附5 I)	1日の開園時間は11時間とすることを原則とする(運4(1)) ※地域の実情に応じて、弾力的な取扱いが認められる			設置者は、幼保連携型認定こども園教育保育要領の内容に関する事項を遵守しなければならない(法10 III)	次のことに留意して行うこと(条16) ・地域の教育・保育の需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行う ・教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること等			避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない(条19 II)									
総計	園舎	園舎に係る移行特例	園庭に係る移行特例	調理室の有無	開園時間	教育保育の内容	子育て支援事業	避難訓練等																				
1	延岡市	認定こども園東幼稚園	270	160	学校法人純心学園	施設(m <sup>2</sup> )	1,710.74			0.00	36.91	1499.53		適	職員(人)	25.1	開園時間	11時間	良好	園庭開放	週1回	園内にて、親子で1時間ほど遊ぶ。	月1回	年3回	適			
				80		基準(m <sup>2</sup> )	1,193.92			0.00	36.30	1022.70					基準(人)	15.0		教育に係る標準的な1日当たりの時間	4時間以上	子育てトレーニング講座	随時	未就園児・在園児の保護者を対象に、子育てに関する全5回の研修や講演会を行う。		地震津波火災	不審者対応	最も古い建築物は平成13年築。建築基準法における新耐震基準をクリア
				30														調理室の有無		有	教育及び保育の時間	8時間以上	育児相談	随時		未就園児・在園児の保護者を対象に、子育て相談に応じる。		
2	延岡市	幼保連携型認定こども園くまた保育園	75	15	社会福祉法人鏡山会	施設(m <sup>2</sup> )	598.95			0.00	36.50	1168.63		適	職員(人)	8.2	開園時間	12時間	良好	一時預かり保育	随時	保護者が希望する日時に、一時的に幼児を預かり、保育する。	月1回	年1回	適			
				35		基準(m <sup>2</sup> )	483.03			0.00	36.30	436.30					基準(人)	8.0		教育に係る標準的な1日当たりの時間	4時間以上	子育て相談	随時	育児についての相談を受ける。内容に応じて、保育士、看護師、栄養士が対応する。		地震火災水害	不審者対応	平成24年築。建築基準法における新耐震基準をクリア
				25																								

※ 園舎及び園庭の面積に係る特例

1 既存の保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合  
(園舎) [ 満3歳以上児 × 1.98㎡ ] 以上  
(園庭) [ 満3歳以上児 × 3.30㎡ ] 以上

2 既存の幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合  
(園庭)  
2学級以下の場合: [ 330 × 30 × (学級数 - 1) ] 以上  
3学級以上の場合: [ 400 × 80 × (学級数 - 3) ] 以上